

指定管理者の実績評価シート

令和元年5月(平成27年度～平成30年度実績)

施設名	刈谷市高齢者福祉センター(刈谷市養護老人ホーム)		
主管部課等名	福祉健康部 長寿課		

(1)指定管理者の概要

指定管理者	社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会 会長 杉浦芳一		
所在地	刈谷市下重原町3丁目120番地		
管理体制	所長1人、所長代理1人、生活指導員1人、看護師2人、支援員4人、栄養士1人、嘱託医1人、日直員3人、宿直員6人		
指定期間	H27.4.1～R2.3.31	指定方法	任意
管理業務の内容	施設の管理運営に関する業務、入所者の健康管理や生活指導に関する業務、老人短期入所事業に関する業務		

(2)運営状況

行事・講座等	遠足、誕生会、喫茶ひまわり、買い物デー、調理レク、外食レク、喫茶レク、夏祭り、敬老会、ふれあい交流会、初詣、民踊発表会、体力チェック、体の体操、頭の体操、歯みがきクラブ、民踊、手芸、書道、華道、法話、カラオケ、ぬりえ			
サービス向上への取組み	入所者の高齢化に伴う心身機能の低下に対し、新たにデイサービスの利用や認知症専門医への受診、教室の容易化等を図り、また、給食業務委託更新のタイミングに合わせて夕食時間の繰り下げを行う等、より良いサービスの提供に努めている。			
利用状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所者数(人)年平均	24	24	26	27
ショートステイ利用者数(人)合計	2	5	13	9

満足度アンケート(食事)	概要	実施時期:毎年2月 実施方法:入所者へアンケートによる聞き取り調査 設問:食事に対する満足度に関して「満足」「どちらでもない」「いいえ」から選択			
	結果	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	回答率(%)	86.0	91.0	92.0	82.0
	「満足」の割合(%)	78.0	74.0	69.0	61.0
	上記への対応状況	「満足」の割合が低下してきている原因としては、義歯の不具合や口腔内の健康状態低下の影響も考えられるため、一口大や刻み食など食形態を変えての食事の提供の他、口腔体操や口腔衛生を保つ教室を導入するなどの工夫もしている。			

モニタリング実施結果

主な意向及びその対応状況	ホームでの生活の維持を望む入所者の意向に対し、心身機能の低下による生活不安を補うため、必要に応じてデイサービスや福祉用具の利用を勧め、そのための連絡調整や諸手続きの対応をしている。
主な要望及びその対応状況	毎月の小遣い以外に希望に添った払い戻しをしてほしいという要望に対し、それぞれの入所者の貯蓄状況に照らし合わせ、できる限り要望に添うことができるよう対応している。
主な事故内容及びその対応状況	職員が少ない休日や夜間における入所者やショートステイ利用者の体調の急変時に、宿日直職員と看護師が連絡を取り合い、検温や服薬の指示、緊急に受診が必要な場合には付き添いをする等の対応をとった。
その他特記事項	茶道教室の代替として始めた「喫茶ひまわり」は、入所者に好評であり、施設の特性を活かしつつ、運営方法の改善を行っている。

## (3) 収支の状況

収支の状況(単位:円)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	指定管理料	93,501,591	101,021,185	102,506,512	107,615,268
	利用料金	0	0	0	0
	その他	15,166,527	12,910,129	12,366,692	11,122,929
	収入(計)	108,668,118	113,931,314	114,873,204	118,738,197
支出	事業費	21,729,989	20,528,375	22,278,760	21,602,249
	管理運営費	27,589,738	27,589,220	27,092,048	28,979,181
	人件費	33,761,498	40,646,648	42,112,025	50,498,894
	その他	12,729,264	12,857,629	12,309,442	11,080,929
	支出(計)	95,810,489	101,621,872	103,792,275	112,161,253

## (4) 総合評価

評価項目	判定
法令等の遵守	B
適正なサービスの提供(苦情対応・アンケートなど)	B
運営状況(協定書、事業計画書等に沿って運営されているか)	B
施設の利用状況(稼働状況、事業計画の達成度など)	B
管理経費等の収支状況(経理状況や経費節減の取組み)	B
自主事業の実施状況	B
施設の維持管理状況	B
保守管理の実施状況	B
総合評価	判定
評価の理由	利用者の満足度が高く、また、適切な管理状態が保たれており、期待どおりの業務内容である。 B

## (4) 総合評価の欄について

判定は、各項目につき、下記の4段階評価し、評価不能な項目は「－」とする。

- A: 協定書、仕様書に定める内容を上回る成果があった。
- B: 概ね協定書、仕様書に定める内容どおりの成果があった。
- C: 協定書、仕様書に定める業務内容に達しない面があり、改善の努力が必要。
- D: 管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要する。
- －: 実施していない。